

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和4年9月27日（火）16:00～16:49
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|------|--------|---|
| 座長 | 中川 雅之 | 日本大学経済学部教授 |
| 座長代理 | 落合 孝文 | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策
研究所所長・シニアパートナー弁護士 |
| 委員 | 阿曾沼 元博 | 順天堂大学客員教授
医療法人社団滉志会 社員・理事 |
| 委員 | 本間 正義 | アジア成長研究所特別教授
東京大学名誉教授 |
| 委員 | 安田 洋祐 | 大阪大学大学院経済学研究科教授 |

<提案者>

- | | |
|--------|--|
| 仲田 博 | 大阪府スマートシティ戦略部次長 |
| 宮田 昌 | 大阪府スマートシティ戦略部特区推進課長 |
| 森山 文子 | 大阪市デジタル統括室スマートシティ推進担当部長 |
| 梅田 昌彦 | 大阪市デジタル統括室スマートシティ推進担当課長 |
| 折原 真子 | 大阪市経済戦略局立地交流推進部長 |
| 上野 能宏 | 大阪市経済戦略局特区担当課長 |
| 福本 真人 | 大阪都市計画局拠点開発室副理事 |
| 岩本 典子 | 大阪都市計画局拠点開発室広域拠点開発課長 |
| 中村 光則 | 大阪府・大阪市連携事業者（阪神電気鉄道株式会社情報・
通信統括部課長） |
| 川瀬 博基 | 大阪府・大阪市連携事業者（阪急阪神不動産株式会社 う
めきた事業部グループ長） |
| 神林 祐一 | 大阪府・大阪市連携事業者（三菱地所株式会社関西支店 う
めきた開発推進室副室長） |
| 佐々木 一洋 | 大阪府・大阪市連携事業者（オリックス不動産株式会社投
資開発事業本部大阪営業部副部長） |

<事務局>

- | | |
|--------|-----------------|
| 山根 英一郎 | 内閣府地方創生推進事務局次長 |
| 正田 聡 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

菅原 晋也 内閣府地方創生推進事務局参事官
杉山 忠継 内閣府地方創生推進事務局参事官

(議事次第)

- 1 開会
 - 2 議事 ローカル5Gの広域利用
 - 3 閉会
-

○正田参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。
本日の議題は「ローカル5Gの広域利用」で、大阪府・大阪市にオンラインで御出席いただいております。

本日の資料は、大阪府・大阪市から御提出いただいております。公開予定でございます。本日の議事についても、公開予定です。

本日の進め方ですが、まず、大阪府・大阪市から10分程度で御説明いただき、その後、委員の皆様方によります質疑応答、意見交換に移りたいと思います。

それでは、中川座長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○中川座長 お忙しい中、御参加いただきまして、ありがとうございます。

これから、「ローカル5Gの広域利用」につきまして、ヒアリングを進めます。

まず、大阪府、大阪市から御説明をお願いします。

○岩本課長 大阪都市計画局広域拠点開発課長の岩本でございます。

本日のヒアリングにつきましては、大阪府・大阪市のほか、うめきた2期開発事業者と、総務省の検討体制に入っておられ、今回の規制改革の提案に当たって御協力いただいております阪神電気鉄道株式会社に御参加いただいております。

まず、資料に沿いまして、私のほうで御説明させていただき、質疑など、必要に応じて、事業者側からの補足をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

資料の2ページを御覧ください。現在、ローカル5Gにつきましては、大学など、私有地の敷地間を公道が通っている場合など、一定の条件下のみでの他者土地利用を自己土地利用扱いとすることが認められております。しかしながら、広大な敷地のある工場地帯や地方部の農地とは異なりまして、都市部でローカル5Gの整備を想定した場合、電波が複数の他者土地に届く可能性が高いことから、他者土地利用に関する条件整備が必要となるところでございます。既に総務省の情報通信審議会におきまして、ローカル5G検討作業班が設置され、この条件整備に向けた検討が進められておりましたが、目標年次が2025年頃に向けての整備となっておりますことから、スーパーシティの提案では時期についての前倒しを要望させていただいております。その後の検討状況としまして、総務省において、本年2月から前倒しに向けた検討が開始されているところです。本日は、この最新

の動きも踏まえまして、新たな御提案をさせていただければと考えております。

3 ページですが、提案の内容に入ります前に、大阪府・大阪市のスーパーシティの対象エリアの一つでありますうめきた2期地区の概要について、御説明させていただきます。開発のスケジュールとしましては、2年後となる2024年夏頃に一部先行まちびらき、2027年度に全体まちびらきを予定しております。地区の中央部には、開発事業者が指定管理者となって管理運営を行う約4.5ヘクタールの都市公園を新たに整備し、北・南のそれぞれの街区には、この公園に面した民間開発が行われることとなっております。

4 ページですが、今回提案しておりますローカル5Gにつきましては、この都市公園を中心とした屋外空間での活用を検討しているところをごさいます、ユースケースとしましては、映像系のサービスや外ワーク、案内ロボット、災害時の通信手段等を想定しております。実際のローカル5Gの導入に当たりましては、製品開発など、市場動向の見極めも別途必要と考えておりますが、13ページに参考として添付しておりますように、うめきた2期を対象に大都市条件で簡易なシミュレーションを行いますと、周辺エリアに電波の漏れが見込まれることから、都市部の活用に当たりまして、まずは広域利用の条件整備が必要であると考えております。

5 ページを御覧ください。ここからは、ローカル5Gに対する総務省の最新の検討状況と事業者サイドから見た課題について御説明させていただきます。まず、大前提としまして、ローカル5Gにつきましては、自己土地利用が優先される制度となっており、自己土地内に電波を抑え、他者土地に漏れないようにすることが基本となっております。

6 ページでございます。そういった大前提の下、本年6月に開催された第18回新世代モバイル通信システム委員会ローカル5G検討作業班において、広域利用に対する現時点での総務省の考え方として示された検討の方向性の案をまとめたものがこちらでございます。基となりました作業班の資料については、資料の末尾に抜粋して添付しておりますので、必要に応じて御参照いただければと存じます。ポイントは、3点、ございます。1点目が、広域利用サービスが先に開始された場合に、後発の自己土地利用者が出てきた場合、広域利用事業者側が後発の自己土地利用者にサービスを提供すること。2点目が、広域利用事業者は、免許申請前に、全戸周知などにより、自己土地利用の希望者の有無について確認すること。3点目が、広域の免許は最大5年とし、再免許時に再度ポスティング等により自己土地利用希望者の有無を確認することとなっております。

この現在の方向性案につきまして、サービス事業者から見た課題を7ページから10ページに整理させていただいております。まず、7ページです。広域利用事業者の事業開始後、後発で自己土地利用希望者が出てきた場合を想定したのですが、左側、広域側の当初の免許期間内の間につきましては、自己土地事業者のBは広域利用事業者Aのサービスを利用しなければならず、自らのニーズに合ったカスタマイズができない状況を受け入れざるを得ない形になります。一方で、免許期間の5年後になりますと、自己土地事業者のB側は自らのニーズに合ったサービス構築ができるようになるものの、事業者のA側としまし

ては事業者Bのエリアに電波が漏れないようなサービスを提供する必要性が生じます。こういったことから、今回、一定の方向性を示していただいても、自己・広域双方の事業者にとりまして課題が残る内容になっているのではないかと考えているところです。

次に、8ページですが、特にうめきたのような都市部という地域特性を踏まえますと、住宅や小規模商業施設等が中心となっておる郊外部と異なり、大規模商業施設やオフィスなどが主となることから、第三者となる広域利用事業者のサービスを使うのではなく、自己土地利用として独自にカスタマイズされたローカル5Gを利用したいというニーズが高いのではないかと考えます。この場合、サービス提供時や再免許取得時のポスティング等による意向確認の結果、そもそもサービスが開始できないまたは継続できなくなる可能性が都市部では高いのではないかと考えているところです。

9ページでございます。加えて、先ほど御説明した都市部の地域特性やそもそもの免許期間を踏まえますと、事業者は原則5年で事業の採算性を確保する必要がございますが、これについて簡易な試算を行ったものがこちらのページとなります。時間の関係もありますので、資料記載の前提条件についての説明は省略させていただき、結論だけを申し上げますと、現行の4Gの実績を基にローカル5Gの相場観と比較した場合、粗い試算とはなりますが、5年の事業期間では、4Gに比べて、利用者負担が約4倍、仮に10年取ったとしても3倍弱が必要と見込まれることから、非常に厳しい状況ではないかと考えております。

ここまで御説明した課題を10ページにまとめさせていただいておりますが、現在の方向性案の中では、自己土地・広域利用の双方にとって自由度が低いものとなっております、よりよい共存策の追加検討が必要ではないかと考えております。

そこで、具体的な提案内容について11ページに記載させていただいておりますが、よりよい共存策としまして、周波数帯を分けるといった考え方を今の総務省の御検討の中に追加していただけないかと考えてございます。現在人気の高いSub6帯での屋外利用の帯域としましては4,800MHzから4,900MHzまでの100MHzの幅となっているところですが、例えば、先行する広域利用事業者の提供するサービスエリアについて、後発の自己土地利用希望者が出てきた場合に、50MHz幅ごとに分割することで、双方が自由度の高いローカル5Gを整備することが可能となるのではないかと考えてございます。そもそも後発の自己土地利用者の有無によらないよう、初めから広域と自己土地で帯域を分けるようなルールをつくるといった考え方もあると思っておりますが、今回の提案としましては、後発がない場合はそのまま100MHzで、後発が出てきた場合でも帯域を分けることで双方の自由度の高いサービスが提供可能となることから、より柔軟な仕組みになっていくのではないかと考えているところでございます。

12ページを御覧ください。最後に、周波数を50MHzに分割した場合の影響に対する考察について御説明させていただきます。周波数帯を分けた場合、もちろん最大通信速度としては半減することになりますが、試算をしたところ、現在想定しているユースケースでは、周波数帯を分けたとしてもサービスへの影響はないと考えております。また、仮に接続数

が多いなどによる影響があったとしても、基地局を増やすことで容量調整は可能ではないかと考えているところです。以上のことから、是非現在の総務省の検討の方向性案の中に周波数を分ける考え方を追加していただきたく、御審議のほどよろしく願いいたします。

説明については、以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方から、御質問あるいはコメントがあれば、お願いします。

安田委員、お願いします。

○安田委員 大阪大学の安田です。御説明いただき、どうもありがとうございました。

2点、質問があるのですけれども、まず、1点目は、資料の7ページに関連するところで、広域利用事業者の電波を使う場合にはカスタマイズが難しいというお話がありました。話が全般的にちょっと抽象的だったので、他者土地利用をした場合には、こういうサービス、カスタマイズができるのだけれども、広域事業者の電波を借りている状況だとできないという具体例と、それによって生じ得る損失みたいなものをお話しただけのだったら伺いたいです。それが1点目。

2点目が、11ページ、50MHzずつに最初から分けておくという今回の御提案の本丸的なところなのですけれども、元々100メガ帯域だったものを50・50に分けたときに、何か電波干渉みたいなものが起きないのか、間に一定程度の使えない周波数帯域とかを設けなくて大丈夫なのか、ちょっと技術的な話になるのですが、その辺の心配がないのかという点をお聞かせいただきたいです。

以上です。

○中川座長 それでは、大阪府、大阪市、回答をお願いします。

○岩本課長 ありがとうございます。

2点、具体例の部分と電波干渉のところは技術的な部分になりますので、阪神電鉄にお答えをお願いしてもよろしいでしょうか。

○中川座長 お願いします。

○中村課長 阪神電鉄の中村と申します。よろしく願いいたします。

まず、1点目のカスタマイズのところですが、色々あるのですが、最も分かりやすいところの話をいたしますと、ローカル5Gの制度が生まれた中で、一つ、特にいわゆるキャリアさんといった、パブリック5Gと言ったらいいのでしょうか、一般的にスマホで使われる5Gは、動画サービスを見るとか、ネットサービスを使う等、いわゆるダウンロード、ダウンリンクが特に重視されています。下りは速い、上りは遅いといった使い方が基本になっています。今回のような広域的な利用におきましても、基本はダウンロード重視というところがあるかと思えます。一方で、ローカル5Gで、特に自らで使いたいといった場合には、上りを特に重視して、上りとなりますと映像を上げる形になりますから、例えば、監視に使うカメラ映像みたいなものは特に言われるところであります。工場等の中

でも、特に上りをたくさん使いたいといったところから、いわゆる上りを変えられるような、準同期と呼んでいますけれども、そういったものが使える仕組みがローカル5Gには導入されています。それが使えなくなることがカスタマイズの点では一番問題となるところです。もう少し言い換えますと、広域利用事業者が使っている上りと下りの比率の組合せと同じものを後発で出てくる自己土地の利用者についても受けるしかない、逆に、上りと下りの組合せを変えるような使い方ができないということが、このカスタマイズのところで一番よく言われる話でございます。

一旦、ここで区切らせていただきます。

○安田委員 1点目で、とても分かりやすい説明をどうもありがとうございます。ポイントとしては、上りと下りの配分を広域事業者が一括して案分を決められて、ほかのより小さい後から来た事業者決定権限がないことが割と問題なわけですね。

○中村課長 そうですね。システム上、どうしてもその部分だけで比率を変えることができないということなのです。

○安田委員 分かりました。

2点目も、引き続き、お願いします。

○中村課長 2点目は、分割するといった話でしたよね。最初から50・50でと。

○安田委員 100MHz帯域を50・50で分けたときに、間に何かガードバンドみたいなものを置かなくていいのかという確認です。電波干渉するのではないかと何となく思ったのですけれども、そこは心配がないのでしょうか。

○中村課長 細かいことを言えば、確かにガードバンドを持たせたほうが良いといった話はあるのですが、今、いわゆる4Gや5Gといった仕組みの中では、先ほど申しました上りと下りのいわゆる比率の関係を合わせていくことで、基本的にはガードバンドは要らないという形になっています。そうすると、一つ、矛盾が起こるのですけれども、ローカル5Gにおいては、上りを増やせる特別な準同期といった仕組みも導入されていますが、このガードバンドが要らない範囲での上りを増やす仕組みを入れていますので、技術的にガードバンドを取る必要がないことから、こういった分け方ができるというお話でございます。

○安田委員 大変分かりやすい説明をどうもありがとうございます。今、中村課長がおっしゃったように、後発事業者が上りを活用できないということは、通常、データの下りではなくて上りということは、センシングとか、まさに最近のトレンドであるデータを活用して何かをやろうという新しい試みで死活問題になってくるわけですね。そういった新しいユースケースやサービスを展開する上で、現行の仕組みが足かせになり得るということがとてもよく分かりました。どうもありがとうございます。

○中村課長 補足しますと、このケースに合うかどうかはあれなのですけれども、例えば、遠隔医療のようなケースでも、特に高精細の映像を上げて別の場所から見るとはまさに上りを使うような話ですので、そういったところも該当するところでございます。

○中川座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

私から質問していいでしょうか。後発利用者が出てきた場合に、その後発利用者の希望と言いますか、後発利用者の意思にかかわらず、50・50で配分することになっているのですけれども、それに後発利用者の同意は要らないのでしょうか。あるいは、50・50ではなくて、20・80とか、90・10とか、そういった配分はないのでしょうか。そもそも、100が利用できるのであれば、補償みたいなものは考えていらっしゃるのでしょうかということをお伺いできればと思います。

○岩本課長 大阪都市計画局の岩本でございます。

基本的には、そもそも事業者間では必ず調整することという形で総務省の方針になっておりますので、その上で、自己土地利用の方がまずは優先されるという原則になっております。先に広域利用事業者があって、後で自己土地の方が出てきた場合には、双方の協議の上、自己土地の方のニーズが先行されることが原則的な考え方となっております。補償については、我々はまだ考えていなかったというところと、50MHzに分けて、特段、サービス上、支障がないような形であれば、双方合意の下、分けられるのではないかと考えております。

10・90なり20・80といった配分がないのかという件につきましては、中村課長から補足いただけますでしょうか。

○中村課長 阪神の中村です。前段のところも含めて、補足いたします。

今回のいわゆる広域的なこういった利用の制度をこんな形に入れたらいいという総務省の案は、繰り返しになるのですけれども、少なくとも5年間、そのエリアは補償される形になります。つまり、そこに後発で自己土地の方が入ってこようとしても、先ほど申しましたようなカスタマイズを含めて、今、一切受け入れられないという制度でいくのではないかという流れなのです。ですから、逆に、5年間は待たされる自己土地希望者のそういった苦しい状況がある。周波数を分けることであれば、確かに最高速度としては半減しますけれども、待つことなく、どちらも少し痛み分けはしますが、自由な仕組みを持った共存ができるという点で、こうした形は、意外と、要するに、お互いに進める上でもいいのではないかと提案だと考えております。

周波数の比率をより変えるかという話なのですけれども、このSub6の帯域におきましては、これは仕組みにもよるのですけれども、最小の割当てがあります。40MHzが最小ですから、やるとすれば、例えば、40と60もあるのですが、分かりやすく、調整の上で、半々でいきましようかということで、仮に50・50とやっているところでございます。50・50でなければいけないという話ではございません。分かりやすいかなという形で、大阪府・大阪市にもお話ししたところでございます。

以上でございます。

○中川座長 後発で出てきた自己土地利用者が同意した場合に50・50に分けるということですか。

○中村課長 流れとしては、同意と言いますか、基本的に総務省の今考えている想定では、要するに、同意する・同意しないにかかわらず、広域利用者のサービスを受けることを義務付けるという方向なので、まず、同意する・しないといったものはありません。受け入れられないと言ったら、とにかく5年待てばそこは一旦解放される形になりますから、それまで待つ形になります。今回のように周波数を分けるといった話は、むしろ、後発の自己土地の希望者が出てきたときに、待てと強いられるところの考え方を改めて、その場合には周波数を分ける形で両方の調整を進めなさいというルールづくりをしていただけないでしょうかといった御提案と考えてございます。

○中川座長 その特例を適用することについて、後発の土地利用者の同意は要らないということですか。待たなくてもいいから50で勘弁してくださいということですかよね。

○中村課長 言い方としては、そうなりますけれども。

○中川座長 どっちを選択するのかということについて、同意は要らないのですか。

○中村課長 どちらかというと、もう一つは。

○中川座長 ごめんなさい。5年間待って100MHzと、そもそも待たなくてもいいから50MHzで分けましょうという選択肢があるわけですかよね。

○中村課長 選択肢をお出しするというわけではないのですけれども、確かに捉まえ方としてはそういう形になろうかと思えます。

○中川座長 その場合に、後発の土地利用者については、同意は要らないのですか。どちらかを選択させるという手続はないのですか。

○中村課長 手続論になりますと、私は総務省の立場ではないものですから、そのルールづくりをどのように考えていくかというところは、私のイメージとしては、後発の自己土地の希望者が出てきたときに、どうしてもカスタマイズをしたい、先にやっている広域の事業者のサービスではできないから、それでは納得がいかないという形になったときに、それでもどうしてもやりたいということであれば、周波数を分けるというルールに基づいて進めなさいというルールをつくったらよろしいのではないかという形になると思えます。同意を求める・求めないではなくて、そういうルールにすればいいのではないかと。

○中川座長 分かりました。だから、選択できるのですね。

○中村課長 はい。

○中川座長 分かりました。

落合委員、お願いします。

○落合委員 ありがとうございます。

最初に、御説明というか、資料を拝見したときに、どちらかということ、広域利用者側の便宜のために特例を準備するのかなと思っておりました。しかし、今日の御説明を伺っている中で、どちらかということ、後発の自己土地利用者を考慮してそういう制度を提案されたと思いながら、今の中川座長とのやりとりも聞いておりました。

そうすると、基本的な仕組みとしては、50MHzずつの割当てをできるようにしておいて、

広域利用者としても最初から50MHzだけを使うし、自己土地利用者が出てきた場合には空いている50MHzを使うという形になるのでしょうか。それとも、先程中川座長と議論されていた中で、5年待つのでその後に使わせてくださいという話になった場合には、期間経過後は自己土地利用者が優先されるという選択肢を、自己土地利用者の希望で取れるとも思われたのですが、この点はいかがでしょうか。

○岩本課長 大阪都市計画局の岩本です。

今回の提案としては、まずは自己土地利用がない状態では100MHz帯を使い、自己土地利用が出てきたときに、自己土地側のサービスもちゃんと自分でカスタマイズできるものになるように、50・50に分けられるようなルールを初めから今の検討の方向性案に入れていただければ、どちらもうまくサービスができるのではないかと考えて示しております。おっしゃっていただいているように、初めから分けていただくことも、総務省のお考え、方向性として見えるようであれば、分かりやすい制度だと思っております。

○落合委員 分かりました。ありがとうございます。

多分、広域利用者側の投資を促進するという一方で、便宜を与える目的もあるのだらうと思うのですが、100MHzで使っていたものを途中から50MHzに変更されてしまうと、広域利用者側のほうで特に不都合は生じないのでしょうか。

○岩本課長 その点は、中村課長から御意見はございますでしょうか。この間の話の中ではそこは特に問題ないと認識しておりますが、中村様、いかがでしょうか。

○中村課長 阪神の中村です。

2点ほど、お話ができればと思っております。

今の不都合があるかないかというところですが、逆に、広域的な利用の考え方は、これまでの自己土地を先行して進めてきたローカル5Gの制度に新たに入れていただく形ですから、ある意味では、そういった周波数の帯域などが小さくなっていくところも想定してやっていくところも、ある意味で、理解した上と言いますか、受け入れた形で入ってくるものというところで進めることがいいのではないかとこの感じもいたします。最高速度としては、確かに、帯域などが下がれば、落ちますけれども、最高速度は、どちらかというと、見せるような、売り文句のようなところがありまして、現実には最高速度よりもどれだけたくさんの利用者をそこそこのスピードで収容できるかということが大事ということでは、基地局の数をどのようにスマートシティのエリアで将来に向けて配置していくかということがポイントではないかと思っております。不都合があるかないかという、ないわけではないのですけれども、こういった形で広域事業者としては入っていくことがいいのかなと思っております。1点でございます。

全体のところで1点だけ補足させていただければなのですが、今回の御提案では、例えば、新たな考え方として、自己土地と広域利用といった二つの事業者があったとします。エリアが重ならなければ、それぞれ100MHzでSub6が使えます。エリアがかぶるところについては50・50でいくという形にすれば、要するに、こういった状況でも基本的にそれ

それが自由に使えますし、周波数の有効利用という考え方としても決しておかしな話ではないというところで、今回の話を入れさせていただいたところでございます。もちろん広域の後に自己土地が後から入ってくるという話が今回のうめきたのようなケースではあるという想定での話でございます。ただ、一方で、落合委員がおっしゃいますように、50と50で最初に分けておくといった考え方も、こういう考え方であれば、一つ、ありなのかもしれません。例えば、自己土地と広域で、50・50で完全に分けておくとしします。ただし、それぞれのエリアで重なるようなことがなく、お互いに、自己土地と広域、それぞれが干渉するような、隣とか、重なるところがなければ、50・50なのですけれども、残りの50も使っても構わない、ただ、それぞれでかぶるようなことが起こったときには元々の50・50にするということも、結果的には同じことになるのだと思います。私は総務省の立場ではございませんので、制度の作り方としてどちらがいいのかは分からないのですが、どちらからスタートをしても、かぶるところを50にという考え方であれば、最初から分けるやり方もあるのではないかといい気はいたしてございます。

すみません。説明になっていないかもしれません。

○落合委員 ありがとうございます。分かりました。

そうすると、その部分は、100 MHzを利用しつつ、状況によって途中から50 MHzの利用に限定することや、広域と自己土地がそれぞれ50MHz・50MHzにしておくことのいずれでも、広域利用者としてはある程度安定的に利用できる環境になっていれば、合理的に少なくともここ数年は取り組めるということだと理解しました。

一方で、後発の自己土地利用者の関係でいうと、選択肢が三つなのかなという気もしています。一つは50MHzだけを使うという方法と、もう一つが、総務省の提案の中で、既存の広域利用者のサービスに乗ることもあり得るように思割れます。2つ目は、自己土地利用者に不都合な場合もあるとは思いますが、別に広域のサービスがそんなに不都合ではないこともあると思割れます。そして、何年かたって本当に異議を言うということが選択肢の3つ目としてあるのかなと思います。6ページの1番の部分については、これはこれで選択はできるようにしてもよく、50 MHzだけを使ってもらうことでもいいし、こっちの元々の広域利用者のものを使ってもらうということでも、選択制にしてしまうということになれば、どちらかという、自己土地利用者にも不利益な制度を強いるものではないという気もするのですが、それはそういう形でもよろしいのでしょうか。

○岩本課長 そこはおっしゃるとおりでございます。

○落合委員 分かりました。

ほかの総務省の要件の関係でお伺いしたいのですけれども、2番のポスティングということが書かれています。このポスティングが現実的に大変ということはあるのでしょうか。

○岩本課長 特にそこは大きな問題ではないと考えております。

○落合委員 分かりました。

そうすると、主に1番の論点について議論したいということでもよろしいですか。

○岩本課長 論点としましては、1番の論点のところと、ポスティングによるということよりは、5年ごとに確認しなければいけない中で、確認することは当然だと思のですが、ダメだと言われた場合に、広域利用者としては、それ以上はできなくなってしまった場合、事業の採算性が5年では厳しいのではないかという2点になってございます。

○落合委員 分かりました。

そうすると、最初に中川座長と議論されていた中であった5年ぐらい待って異議を唱えるという部分は、そういう制度になっていると、広域利用者はここまでしか利用できないことになると思ったのですが、それはそういう理解になりますでしょうか。

○岩本課長 5年ごとというところは特に問題はないのですが、5年ごとでもちゃんとサービスがある程度継続できる仕組みが入れられないかということで、今回、周波数帯を分けるという記載にさせていただいております。もしこういったものがなければ、自己土地の方に自分のところのサービスをやるんだと言い切られてしまいますと、広域側としては、そちらのサービスを一部停止するなど、サービスそのものの見直しをしないといけないという課題がありますので、今回のような提案を検討の一つに入れられないかという趣旨で御提案させていただいております。

○落合委員 分かりました。

そうすると、1番については選択肢を増やすものでもいいけれども、3番の二つ目の四角の部分は、5年ごとの見直しは投資対効果の関係で厳しいので、その部分について見直しができないかという二つということですね。

○岩本課長 そうですね。5年ごとの確認でいいのだけれども、そのときにより柔軟な仕組みができるように、周波数帯を分けるような考え方を追加できないかというところがございます。5年を10年にしてほしいということではございません。

○落合委員 それは、広域利用者がゼロになるのは避けて欲しいということですね。

○岩本課長 はい。今回の我々の提案としては、そういった趣旨です。

○落合委員 分かりました。ありがとうございます。

○中川座長 安田委員、お願いします。

○安田委員 今の落合委員との一連のやりとりを伺っていて、落合委員が提案された、基本的なデフォルトを50 MHzずつにしておいて、この広域と自己利用者が重ならない場合には100 MHzを増やすというやり方が、予見可能性などを考えると理想的なのではないかと感じました。最初から基本的に広域事業者が100 MHzを使えるとなると、あとから自己利用者が出てきたときに「取られる」という感じになってしまい、そういった後発のローカル5Gを使う人を排除するみたいな動きが間接的に出てくると嫌だな、という気がします。今回のうめきたでのユースケースとは直接関係がないかもしれないですけども、今後、こういった扱いを全国展開していくことを視野に入れると、分かりやすい仕組みで、かつ、広域であろうが、自己利用であろうが、取りあえず50 MHzは使いたいときに使える。その上で、60なのか100なのかは分からないですけども、50を超えて使える周波数帯はあくまで

もオプションな部分で、他に利用者がいない場合に限る、というルールにしておく。こうすれば、現状、地方で広域利用のみで100MHz使えている状況も、基本的には50なのだけども、自己利用者がいないので100を使えますという形で、都市部と地方を区別せずに全部が同じような形で整理できるように感じました。ここは国の制度を決める場ではないのかもしれないですが、今回提案いただいた論点を基に、できるだけ分かりやすく、かつ、それぞれのユースケースをそがないで、事業計画性、予見可能性を保てるような制度設計が十分にできるのではないかという感触を個人的には受けました。

以上になります。

○中川座長 ありがとうございます。

御議論を聞いていて、提案の中身が色々と詰まってきているように思います。基本的に、大阪府、大阪市からは総務省の検討に入れていただきたいとありますが、これは特区の提案ですので、総務省の検討の中で「分かりました」という話になればそれはそれで結構だと思いますけれども、それとは別に、多分、特区の中での検討、総務省との交渉をしていくのだらうと思います。その中で、落合委員、安田委員から議論がありましたように、より合理的な関係者間の調整の仕方、ルールは多分あると思いますので、そこをもう少し詰めていただきたいと思っております。さらには、大阪万博に間に合うスピードで進んでいるのかとか、あるいは、公共利用・私的利用が入っているのかといった中身も少し詰めていただければと思います。何となく、聞いている感じとして、許可をもらったものを当事者同士で調整する仕組みについて、容積率に関しましては容積率移転を当事者同士の交渉で移転する仕組みも既にありますので、そういったルールなども少し参考になるのかなという気が若干いたしました。

いずれにしろ、非常に意義深い御提案だと思っておりますので、事務局との間で調整を進めていただければと思います。

本日は、どうもありがとうございました。